神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	橘忠助氏旧蔵美術資料群と明治期府県管内図
著者	武田周一郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 39 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2013（平成 25）年 3月
判型	A4（210mm × 297mm）

【研究ノート】

橘忠助氏旧蔵美術資料群と明治期府県管内図

武田周一郎

【キーワード】
内務省地理局、岩橋教章・章山、結城正明、西田武雄、府県境

【要旨】
本報告は当館所蔵の橘忠助氏旧蔵美術資料群に含まれる地図について、特に明治期「府県管内図」に注目してこれを紹介するとともに、その特徴について検討したものである。これらの地図は版画技術研究のための美術資料として収集された点に特徴があり、なかでも注目されるのが府県管内図である。従来、府県管内図については府県単位で扱われてきたが、複数を比較検討することで以下の点が明らかになった。

まず明治一〇年代前半には内務省地理局による地図作成の動向に関連して、各府県が主体となってその管轄域を図示した府県管内図が作成された。千葉県と宮崎県のものを事例として具体的に検討すると、明治一一年に内務省地理局が刊行した『測絵図譜』の地図図式が採用されていた。そして府県管内図に示された行政界をみると府県境が旧国境として示されている場合が多いことが確認された。

はじめに

当館には多くの地図が所蔵されているが、近年寄贈されたものに橘忠助氏旧蔵美術資料群（以下、橘資料群と略す）に含まれる地図がある。橘資料群の全体像については既に報告されており[1]、その整理によれば「地図」として分類されたものが五一点、そのほかに、「刷り物等」の分類を中心に一七点[2]、あわせて六八点の地図が橘資料群に含まれる。これらの地図を含む橘資料群は、大正から昭和にかけて活躍した銅版画家の西田武雄によって収集されたものである。そして収集者である西田武雄の経歴を勘案するとこれらの地図は版画技術研究のための美術資料として収集されたものと判断される。

西田が地図印刷技術としての銅版技術に高い関心を示していたことはその著作から明らかである。例えば西田は自身が創刊した雑誌『エッチング』に、銅版技術、地図印刷技術の開拓に重要な役割を担った岩橋教章に関する記事を執筆している[3]。また西田は教章の息子で父と同じく地図印刷技術者として知られる岩橋章山の自筆ノート（橘資料群）を旧蔵していた。このように橘資料群に含まれる地図は印刷技術への関心に基づいて収集された点に特徴があると位置づけられる。その特徴を端的に示す傾向が、描写対象の多様さである。先述した六八点の地図の描写対象は、世界、日本、府県、都市あるいは寺社境内と様々であり、そこから特定の地域への関心を見出すことは難しい。

これらの特徴を踏まえた上で注目されるのが府県管内図である。この府県管内図は府県単位でその領域を示した地図で、本稿では主に府

県が作成主体であり、府県管内図もしくはそれに準ずる資料名を有する地図を「府県管内図」と呼ぶことにする。従来、府県管内図は三重県[4]や山口県[5]等のように府県単位で個別に検討されてきた[6]。しかしこれらの府県管内図は岩橋教章が活躍した明治一〇年代に多く刊行され、その印刷技術には多くの共通点がある。収集対象が特定の地域に限定されない橘資料群には複数の府県管内図が含まれているため、これらの比較検討が可能である。

そこで本報告は橘資料群に含まれる地図について、特に明治期府県管内図に注目してこれを紹介するとともに、その特徴を明らかにすることを目的とする。まず岩橋教章や同じく銅版技術者の結城正明を通じて、明治一〇年代における地図印刷の動向を概観する。続いて橘資料群に含まれる府県管内図のうち千葉県と宮崎県を事例にして、特にその凡例と県境の表現に注目してこれを紹介する。最後に府県管内図の成立と展開について、若干の検討を加える。

一　明治一〇年代における地図印刷の動向

まず始めに府県管内図に用いられた印刷技術について理解するため、岩橋教章が刊行に携わった『測絵図譜』（橘資料群）について触れたい。

教章は文久元（一八六一）年一〇月に幕府軍艦操練所絵図認方に出仕、同二（一八六二）年に伊勢、志摩、尾張で、また元治元（一八六四）年と同二（一八六五）年には横須賀での沿岸測量に携わる等、測量関係の任務に当たった[7]。箱館戦争で官軍方と戦った後に謹慎処分を経て、明治三（一八七〇）年に兵部省海軍操練所に出仕する。さらに同六（一八七三）年のウィーン万国博覧会に正院九等出仕「日本地図主任」として随行、当地で銅版技術、地図製作技術を習得した。同七（一八七四）年に帰国した教章は、正院との兼務で内務省地理寮（同一〇年地理局と改称）八等出仕、以後地理局の事業に携わっている。

橘資料群には教章の息子である章山の自筆資料[8]が含まれ、この他に教章もしくは章山旧蔵と判断される「岩橋蔵書」印（図1）が付された地図が六点ある[9]。あわせて特に注目されるのは、教章が携わって内務省地理局から刊行された『測絵図譜』である。これは明治一一年に内務省地理局が地図の図式集として刊行したものであり、その例言によれば地図の「体裁ヲ一ニシテ其記号ヲ斉」するために作成されたものであった。

橘資料群の『測絵図譜』は折帖で、一枚あたり一八・六×一二・八cmの洋紙四一枚に、教章が渡欧中に習得した高度な技術を用いた多様な地図記号が銅版印刷されている[10]。特に山脈の起伏を示す手法として、暈滃（ケバ）等の極めて高度な技術が駆使されている（図2）。またこれに加えて注目されるのが、行政界等の境界を示す線種である（図3）。『測絵図譜』「第四十号」の一葉には、外国界に始まり公園界に至る一〇種類の境界が多様な線種に

図1　「地輿東半球・西半球」（橘資料群）の「岩橋蔵書」印

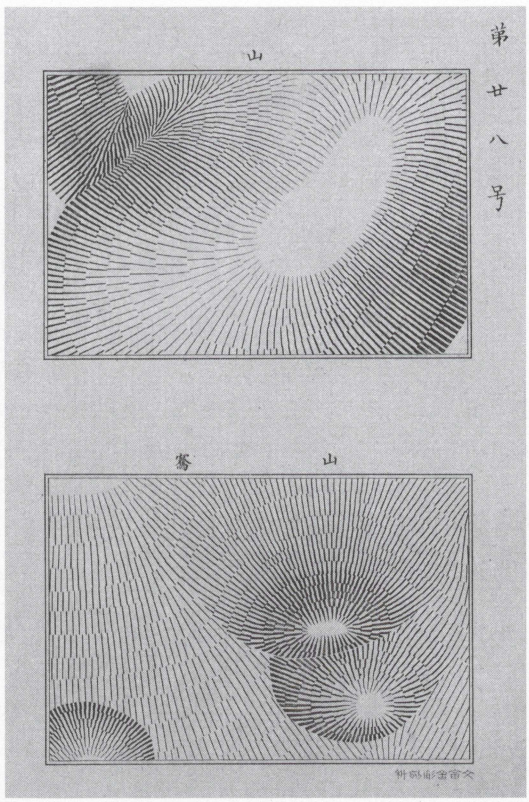

図２　『測絵図譜』の山地表現

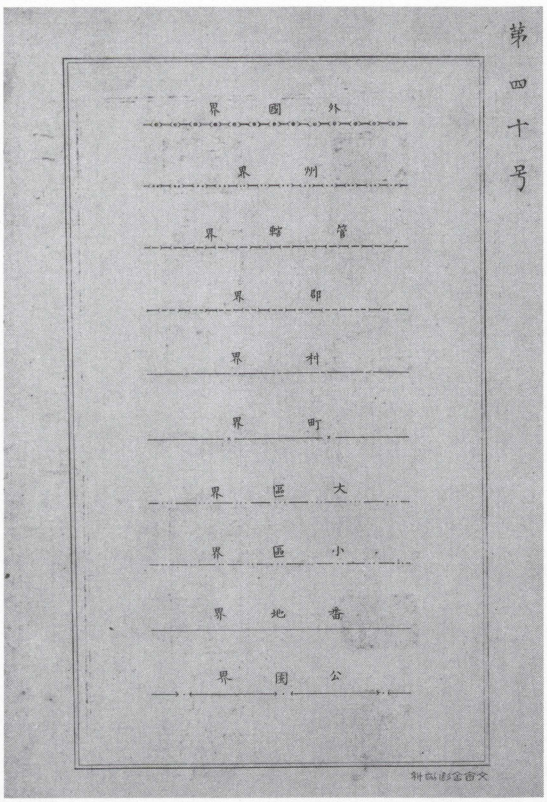

図３　『測絵図譜』の境界

よって示されている。この内、州界と管轄界は現在使用されないものであるが、それぞれ旧国界及び府県界に対応している。また郡、村、町は、『測絵図譜』刊行に先行する明治一一（一八七八）年七月二二日に公布された郡区町村編制法により新たに各府県の下部に属するものとして定められた地方行政区画である。そして大区と小区は同法によって廃止されるまで各府県のもとに置かれていたものであり、『測絵図譜』には当時の地方行政制度の動向を踏まえて行政界が定められていることがわかる。

この『測絵図譜』の刊行後、これに基づいて日本全国を対象とした地図が内務省地理局から立て続けに刊行された（後掲関連年表参照）。まず明治一二（一八七九）年一二月に「大日本府県管轄図」が、続く同一四（一八八一）年二月にはこれを詳細にした「大日本国全図」が刊行された。そして同年六月には「大日本国全図」を分割した地図帳形式の「大日本府県分轄図」が刊行された。その例言には「此図専ラ行政上郡区管轄ヲ周知スルヲ要シ」[11]と記されている。つまり当該期に刊行された日本全国を対象とする地図は整備途上にあった地方自治制度の動向を反映し、特にその行政区画を表示することに主眼を置いたものと位置づけられる。

続いて、教章と同じ時期に地図作成に携わった銅版技術者の結城正明について把握したい。

結城は天保一一（一八四〇）年に越中国富山で生まれ、安政二（一八五五）年狩野雅信に入門し、文久二（一八六二）年には狩野雅信と共に江戸城御殿表裏画の御用を勤めた。その後は同門の青野桑州

について銅版画を習い、明治六年に紙幣寮に入る。さらにウィーンから帰国した教章に教えを受けた他、同一五（一八八二）年頃には横山大観の父である酒井捨彦[12]から地図技術を習得した。そして、同二四（一八九一）年には東京美術学校助教授となっている[13]。

この結城の画業について、『追弔記念洋風美術家小伝』は「君の作品中重なるは曽て内国勧業博覧会に文部省より出品せる日本全図日本図及千葉群馬宮崎青森埼玉等諸県の管内図なりとす」[14]と紹介している。ここで結城の作品で重要なものとして挙げられた地図のうち、前者の「日本全図日本図」は明治一〇（一八七七）年の「日本全図」[15]（文部省宮本三平製・結城正明鐫）を指すと判断される。同年の内国勧業博覧会出品目録によれば、文部省は第二区第十六類すなわち「教育ノ器具」の部に「大日本全図　洋紙銅版摺掛物宮本三平編」を出品している[16]。さらに先述した内務省地理局刊行の「大日本国全図」及び「大日本府県分轄図」には「鐫工結城正明」とその名が見える。このように明治一〇年代前半には、結城が文部省や内務省地理局の地図印刷に関与していたことがわかる。

表１　橘資料群に含まれる府県管内図

資料名	作成者等	発行者等	発行年	分類
福岡県精図	高須徳七（編集）	林斧助（出版）	明治12年5月	地図17
長崎県管内全図	長崎県地理係（編集）	長崎県（蔵版）	明治12年11月	地図18
茨城県管内里程略図	三田印刷所（彫刻印刷）	茨城県	明治17年9月6日	地図26
千葉県管内実測全図	結城正明（鐫）	千葉県（蔵版）	明治18年3月13日	地図28
岡山県三国地図	—	大塚伊八郎（著作出版）、渡邊祐吉（発兌）	明治18年6月	地図27
宮崎県管内全図	渡邉樵萃（製図）、結城正明（銅鐫）	宮崎県（蔵版）	明治18年6月	刷り物等7
福島県管内全図	福島県農商課（編製）、賛々舎（銅鐫）	—	明治20年1月	地図33
改正福岡県精図	高須徳七（著画）	林斧介（発行印刷）	明治23年5月21日	地図37

一方、前掲『小伝』において後者に挙げられた「諸県の管内図」については、列挙された千葉・宮崎・青森の他、三重・滋賀の各県管内図に関して結城が地図作成に携わっている[17]。なおこのうち橘資料群には千葉及び宮崎の管内図が含まれ、いずれも明治一八（一八八五）年に各県の蔵版によって刊行されている。また他の三県の管内図も各県が蔵版もしくは編者として作成主体となっているものである。『測絵図譜』に基づいた「大日本国全図」及び「大日本府県分轄図」の刊行に携わった結城が、その後、明治一〇年代後半に府県管内図の地図作成にあたっていたことは、当該期における『測絵図譜』の銅版技術の広がりを検討する上で注目される。すなわち府県管内図の印刷にあたって、『測絵図譜』に示された高い技術が使用されたことが示唆される。この点について、続いて千葉県と宮崎県を事例にして具体的に検討したい。

二　橘資料群の府県管内図

橘資料群に含まれる府県管内図を示したものが表1である。このうち結城正明が作成に携わったものが千葉県と宮崎県の二点である。以下では、特にその凡例と県境の表現に注目してこれを紹介する。

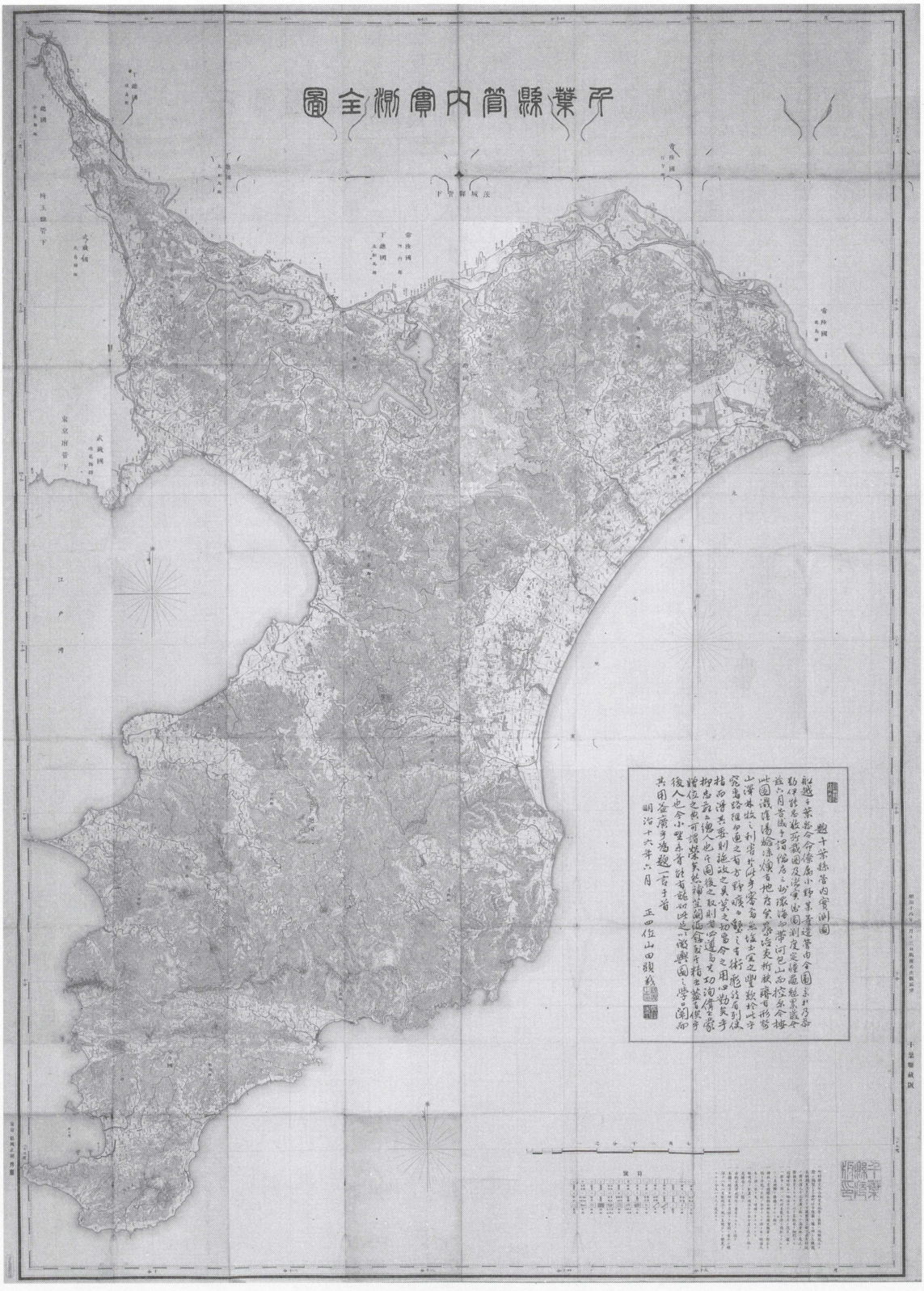

図４　「千葉県管内実測全図」（橘資料群）

（一）「千葉県管内実測全図」

「千葉県管内実測全図」（橘資料群 図4）は、明治一八年三月一三日の版権並びに出版届で、千葉県の蔵版、結城正明の彫刻による。本図を一見して気付くのがその大きさで、全長は一九八・二×一三九・三cmである。そして料紙は縦五枚、横二枚の合計一〇枚でこれを継ぎ、料紙継目以外には版の継ぎは認められない。

続いて凡例（図5）をみると、本図が『測絵図譜』の図式に則っていることがわかる。最も顕著なのが山地の表現で、図6に房総半島中西部の鹿野山周辺を示した。図中央の「鹿野山」と書かれた熊野峰を中心に、東方に白鳥峰、西方に春日峰が連なっている。これらの三峰が連なる地形が、図2に示した『測絵図譜』の図式を用いて表現されている。この鹿野山は周准郡に含まれ、南接する天羽郡との境界には一点鎖線によって郡境が示されている。ただしこの郡境は『測絵図譜』の管轄界の図式に類似している点に留意が必要である。

本図作成の経緯に関しては、図中の記載に「町村耕宅地山林芝生地等ノ区別ハ地租改正ニ際シ編製シタル毎町村字限図ニ拠ル」とあり、土地利用の区別は地租改正時に作成された「字限図」すなわち地籍図に依拠していた。加えて山田顕義による識語には、「伊能忠敬所裁図及諸実測図」が参照された旨が記されている。このように本図の作成にあたっては、既成の地図類が利用された。ただし「本図ハ明治十四年十月始メテ実測ニ着手シ明

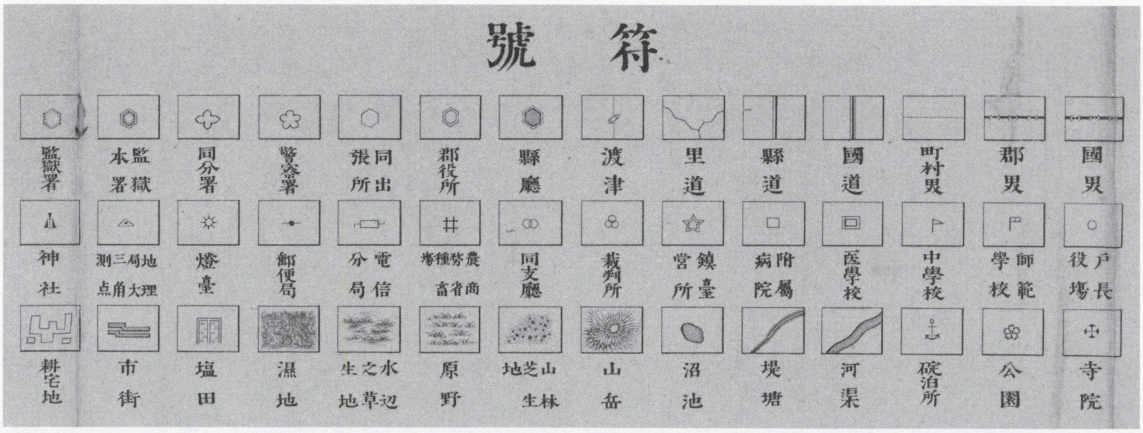

図５「千葉県管内実測全図」の凡例

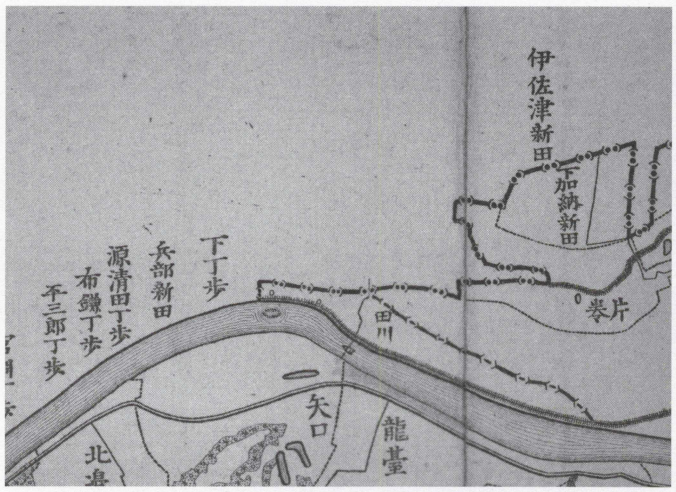

図７「千葉県管内実測全図」の県境

図６「千葉県管内実測全図」の山地表現

治十八年八月彫刻全ク成ル」と記載されていることから、実測による成果も反映されていると判断される。

この千葉県は明治八（一八七五）年五月七日に新治県から多胡県・小見川県・高岡県が編入され、現在の県域が確定している。そして県域の確定後に作成された本図には現在とほぼ同様な県の形が示されている。ここで再び凡例をみると、境界は「国界」・「郡界」・「町村界」の三種類からなっている。このうち国界は日本国の国境ではなく、古代の国郡制以来の地域区分である旧国の境界を指す。そして注目すべきことに、本図には県境を表す記号が示されていない。例えば西接する東京府南葛飾郡と埼玉県北葛飾郡は旧武蔵国であり、この県境部分の一部には国界が表示されている。同様に北接する茨城県河内郡以東は旧常陸国であり、この部分の県境の一部もまた国界で示されている。図7は、このうち茨城県河内郡（旧常陸国）との県境部分を拡大したものである。図幅下辺の利根川は西（左方）から東（右方）へ流下し、この利根川右岸（南）が千葉県、左岸（北）が茨城県にあたる。ただし図幅右辺の下加納新田付近は利根川左岸であるが、千葉県香取郡（旧下総国）に含まれる。そして千葉県（旧下総国）の下加納新田と、茨城県（旧常陸国）の伊佐津新田との間は国界によって区画されている。つまり千葉県と茨城県の県境が、旧下総国と旧常陸国の国境として示されていることがわかる[18]。またこの国境は二点鎖線によって示され、『測絵図譜』の図式に則っている。

このように結城の関与や山地を表現するケバ法の採用等からは、『測絵図譜』に代表される内務省地理局の地図作成技術が本図に反映されているものと判断される。一方で県境の扱いに関して注目すると、これを管轄界として固有の地図記号を割り当てた『測絵図譜』と、管轄界を用いず国境及び郡境によって表示した本図の間で相違点が確認された。

（二）「宮崎県管内全図」

「宮崎県管内全図」（橘資料群 図8）は明治一八（一八八五）年六月に出版されたもので、宮崎県の蔵版、渡邉樵萃の製図、結城正明の銅鐫による。本図は全長が八九・〇×六六・〇cmで、これを上下二枚の紙で継いでいる。千葉県のものと比較すると、図面周囲に「宮崎市之図」等といった市街地拡大図や、諸統計一覧表を配置している点に特徴がある。こうした体裁は、橘資料群に含まれる府県管内図では福島県や長崎県の事例で確認された。

そして凡例をみると、本図の印刷技術が『測絵図譜』の図式に則っていることがわかる（図9）。まず山地の表現は千葉県の事例と同様にケバ法が用いられている（図10）。一方で行政界については千葉県とは異なり管轄界を含み国界、郡界と合わせて三種類が示されているが、これは『測絵図譜』と同じ図式である。

凡例に示された管轄界はすなわち県境であるが、その使用は限定的である。本図中で管轄界によって示される県境は、県南部の南那珂郡と、鹿児島県南諸県郡が接する部分に限られている（図11）。図幅東部の宮崎県南那珂郡は旧日向国であった。また図幅西部の鹿児島県南諸県郡は「鹿児島県管轄日向国南諸県郡」と記されている通り、旧日

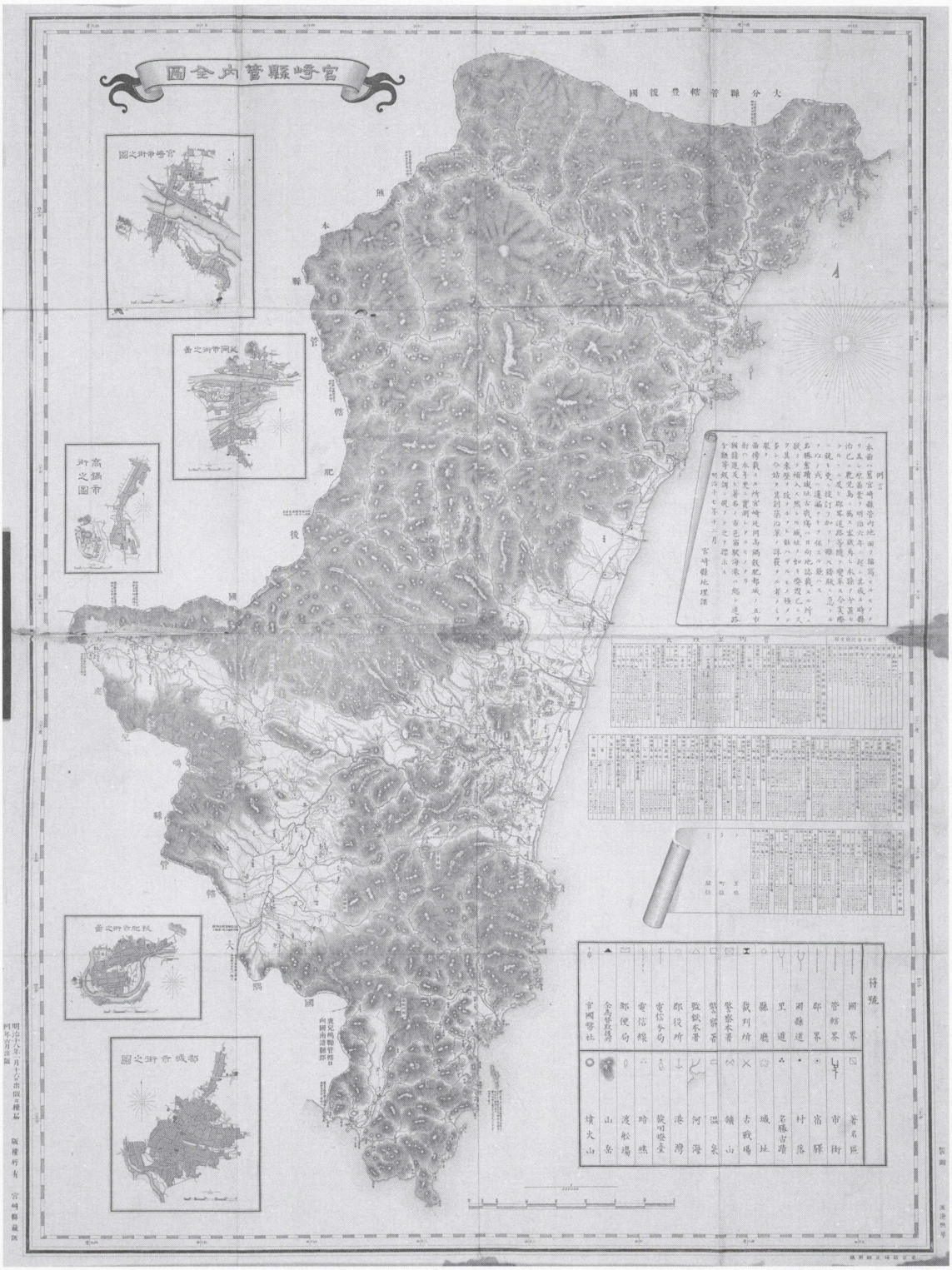

図８ 「宮崎県管内全図」（橘資料群）

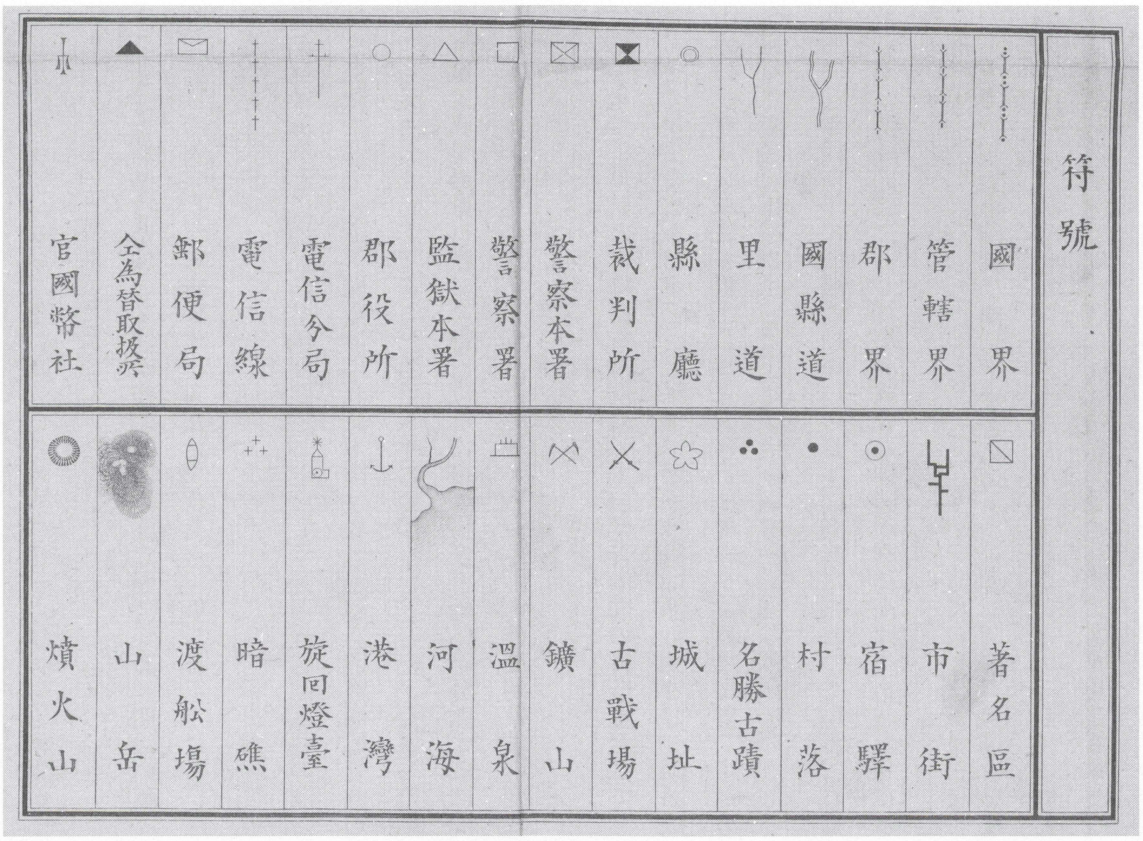

図９ 「宮崎県管内全図」の凡例

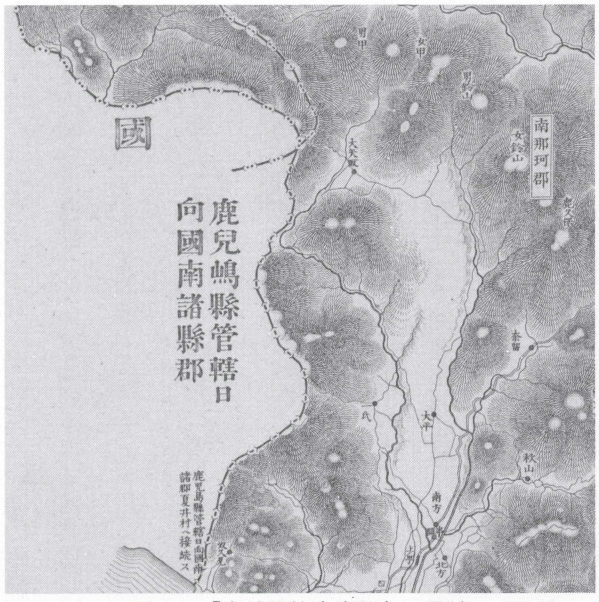

図 11 「宮崎県管内全図」の県境

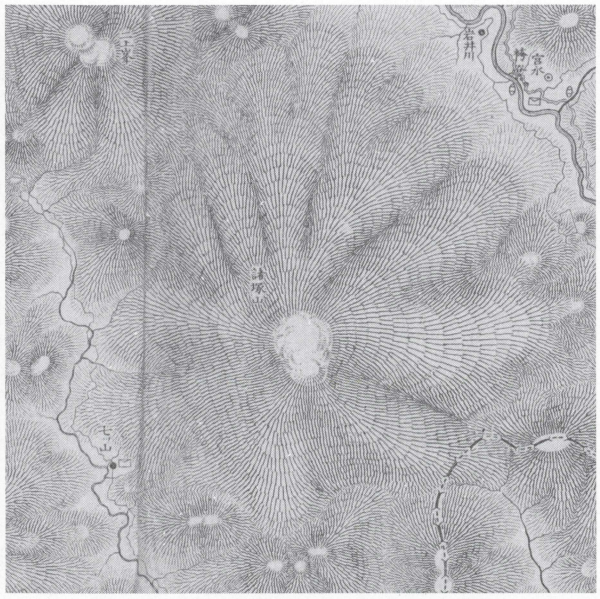

図 10 「宮崎県管内全図」の山地表現

向国であった。よって両郡が接する部分は宮崎県と鹿児島県の県境であるが、国境ではない。そのためその境界には一点鎖線の管轄界が引かれているものと理解できる。

ここで宮崎県は県域の変遷が複雑であり注意を要する。明治六年一月一五日に成立した宮崎県は、同九（一八七六）年八月二一日に一旦鹿児島県と合併する。その後、同一六（一八八三）年五月九日に鹿児島県から分離して現在の県域が確定した。こうした経緯は本図の例言にも反映されている。例言によれば本図は先行する「旧宮崎県管内地図」を縮写したものであり、明治六年に原図を起こしたが完成した際、宮崎県は鹿児島県に属していた。その後、再び宮崎県が分離するに際して本図が作成された。こうした経緯から、本図の作成が県域の変遷と連動していることが確認される。

ここまで千葉県と宮崎県を事例にして府県管内図の特徴を示してきた。その特徴をまとめると、まず地図印刷技術に注目すると、両図は山地の表現にケバ法を用いる等、内務省地理局が『測絵図譜』に定めた地図図式を採用していた。両図の彫刻にあたった結城正明は、既に明治一〇年代前半に内務省地理局の日本図刊行に携わっている。岩橋教章が『測絵図譜』として集大成した地図印刷技術は、結城の介在によって府県管内図に用いられたといえよう。

一方で行政界の図式に関してまとめると、『測絵図譜』では府県境が管轄界として固有の地図記号を割り当てられていた。そしてこれ対して千葉県の事例では凡例には管轄界が示されず、国界及び郡界だけが示された。また宮崎県の事例では凡例に管轄界・国界・郡界のいずれもが示されていた。ただしいずれの場合も、当該期に整備途上にあった地方自治制度の動向に連動しているという点では共通しており、これを府県管内図の特徴と位置づけられる。

三　府県管内図の成立と展開

ここまで橘資料群に含まれる府県管内図のうち千葉県と宮崎県を事例にして、特に印刷技術からみた特徴を示した。さらに府県管内図の特徴を理解するために、全国的な動向を把握する必要がある。最後に三重県の事例[19]を踏まえて作成した関連年表をもとに、府県管内図の作成に関する法令や、関係する地図発行の動向をまとめたい。

府県管内図作成の最初の命令として、明治元（一八六八）年一二月二四日に、行政官から各府県藩へ管轄図の調製方法が達せられた[20]。また明治三年六月には国絵図改正につき、各府藩県に取調が命じられている[21]。三重県の事例によれば、この時期の「管轄図」は美濃紙に彩色をもって作成されたものであり、その体裁は国絵図そのものである[22]。すなわち既にみた府県管内図とは、技術面で全く異なるものである。

次いで明治五（一八七二）年九月には、皇国地誌編集に際して「書籍並地図類」を採集するため、諸省府県はそれらの目録を差出すよう命じられている[23]。また同七年三月、内務省から各府県へ「管内実測製図」について、その作業方法等とともに差出すべき旨の達が出されている[24]。ただし同年五月には、同じく内務省がこの測量作業を差止めるよう達を出している[25]。

こうした経緯を経て各府県から提出された府県管内図は、内務省地

理局で所蔵された[26]。「内務省地理局地誌課所蔵地図目録」[27]には、内務省地理局旧蔵地図のうち一三六点の府県管内図が確認でき、これらの内務省地理局旧蔵地図はその後各機関に引き継がれた[28]。その一部は現在国立公文書館内閣文庫に所蔵されたが、確認された府県管内図の点数は一四七点であった[29]。これらの所在情報に基づき、各府県で最も早く府県管内図が作成された年代を集計すると、府県管内図の初出年代は明治一〇年代前半に集中している。

関連年表　明治期府県管内図に関する法令及び関係地図発行の動向

年	月	日	事項
明治元	12	24	太政官が管轄図の調製方法を各府県藩へ達す
明治2	6	25	京都府が府県管轄地図の実地測量を申付る
明治3	6	—	国絵図改正に付各府藩県に取調を命ずる
明治4	7	—	廃藩置県
明治5	4	22	陸軍省が全国地理図誌編集に付取調方を各府県へ達す
明治8	9	24	内務省が各府県管内一覧表の提出を命ずる
明治11	7	22	郡区町村編制法公布
明治11	8	—	**内務省地理局『測絵図譜』**
明治12	12	—	**内務省地理局測量課『大日本府県管轄図』**
明治14	2	—	**内務省地理局地誌課『大日本国全図』**
明治14	6	—	**内務省地理局地誌課『大日本府県分轄図』**
明治21	4	25	市制・町村制公布
明治23	5	17	郡制・府県制公布
明治28	—	—	**鐘美堂『大日本管轄分地図』**
明治34	—	—	**新聞『日本』附録「分県地図」（～明治36）**

注）地図発行関連事項はゴシックで示した

これと時期を同じくして、明治一二年以降に内務省地理局による日本全国を対象とした地図が刊行されている点が注目される。既に確認した通り、こうした動向は同一一年七月二二日の郡区町村制法公布と、同年八月の『測絵図譜』刊行を受けてのものであった。地方自治制度の整備過程で府県管轄下の領域を示す必要性が生じ、また地図印刷技術の確立に伴い府県単位での地図刊行が可能となったことにより、府県が主体となってその管轄域を示した府県管内図が作成されたものと推測される。

この点について橘資料群に含まれる府県管内図をみると、いずれも明治一二年以降に刊行されたものである（前掲表1）。ただし同年五月の「福岡県精図」は同年一二月の『大日本府県管轄図』に先行しているものであることに留意が必要である。このように明治一〇年代半ば以降に盛んに刊行された府県管内図は、その作成にあたって『測絵図譜』の技術が利用される等、内務省地理局における地図作成・収集の動向との関連性が指摘できる。

さらに注目すべきは、内務省地理局とともに明治期の地図作成機関であった陸海軍及び参謀本部において府県管内図の収集が活発に行われている点である。早くは明治一〇年四月、陸軍省は鹿児島県から県管内図の提出を受けているが、陸軍省では同年から翌一一年にかけて、「西海道全図」、「熊本近傍図」、「薩摩大隅日向三国図」、「鹿児島県実測図」を転写石版により印刷している[30]。これらの地図は西南戦争での必要に応じて作成されたものであり、その作成にあたっては先に鹿児島県から提出を受けた県管内図が利用されたと推測される。

この他にまとまった収集の契機は明治一七年の陸軍省[31]や、同一八年の海軍省[32]等である。それぞれの収集にあたっては、県が無償で府県管内図を提出したのではなく、提供を受けた側から府県側へ対価が支払われる場合があった。このように府県管内図は府県の領域を示すだけでなく、軍事的な利用にも供されていた。

なお明治二〇年代以降になると、民間業者から府県地図が広く刊行された。さらに個別の府県に限らず、全国の府県地図を一括揃い物とした「分県地図」が刊行されるようになる。その嚆矢となるものが、明治二八（一八九五）年の『三都市四十三県三府一庁大日本管轄分地図』であった[33]。また明治三四（一九〇一）～三六（一九〇三）年には、新聞『日本』の附録として分県地図が刊行された[34]。これらの民間府県地図の凡例をみると、府県境とともに国境が示されている場合が多い。こうした行政界の表示方法をみると、明治一〇年代には普及していなかった府県境が、明治二〇年代後半以降になって一般化しつつあったと捉えることができよう。

おわりに

本報告では橘資料群に含まれる地図について、特に明治期府県管内図に注目して紹介するとともに、その特徴について検討した。橘資料群に含まれる地図は版画技術研究のための美術資料として、印刷技術への関心に基づいて収集された点に特徴がある。中でも府県管内図に注目してその特徴を検討した結果は、以下の通りである。

まず明治一〇年代前半には内務省地理局による地図作成の動向に関連して、各府県が主体となってその管轄域を図示した府県管内図が作成された。橘資料群に含まれる府県管内図のうち、千葉県と宮崎県のものを事例として具体的に検討すると、明治一一年に内務省地理局が刊行した『測絵図譜』の地図図式が採用されていた。そして府県管内図に示された行政界のうち府県境が府県境として示されることは少なく、旧国界として示されている場合が多いことが確認された。

この点について、府県管内図は府県の管轄域を明示するものという理解からは、当の主体が府県境を示さないこととの整合的な理解は難しい。府県域が確定していない段階では府県境という認識がまだ普及しておらず、そのために旧来の国境を用いたとも考えられるが、普及していないとすればなおさら府県境に固有の凡例を対応させるべきであろう。この点については、府県境の普及を巡ってさらに検討する必要がある。

このように従来、府県管内図は積極的な注目を集めてこなかったが、その作成過程はいわば近代日本の地方自治制度の整備過程と軌を一にするものであったと位置づけられる。本報告では、数件の事例から予察的な検討を加えるに留まったため、網羅的な収集と個別事例に則した検討の蓄積は今後の課題としたい。

また本稿では特に内務省地理局の動向を中心に検討したが、近年、この内務省地理局に関する研究の蓄積が進んでいる。地理局旧蔵地図・資料群の復原[35]や、地誌編纂事業[36]、地誌課長の塚本明毅[37]などに焦点を当てたものがあり、本稿と密接に関わる部分が多い。これに加え従来注目されてこなかった近代の民間地図に関する研究が行われる[38]等、近代地図について多角的な分析が進められている。こうした動向を踏まえ、地方自治制度の整備過程との関係を重視しながら、地図の近代化についてさらに検討したい。

註

(1) 角田拓朗「橘忠助氏旧蔵美術資料群について」『神奈川県立博物館研究報告　人文科学』三七、二〇一一年。

(2) 前掲1角田論文掲載の目録（以下、橘資料群目録と略す）のうち刷り物等四、六、七、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一七、一八、一九、二二、二四、二七、四一、岩橋章山関係資料三。

(3) 西田武雄「岩橋教章」『エッチング』二〇、一九三五年（復刻版『エッチング一』、臨川書店、三四七頁）。

(4) 三重県編・発行『三重県史　別編　絵図・地図』、一九九四年。

(5) 河村克典「明治・大正・昭和初期刊行の山口県全図」『山口県文書館研究紀要』二七、二〇〇〇年。

(6) 府県管内図の目録を作成したものに以下がある。師橋辰夫「官版府県図」『月刊古地図研究』五、一九七〇年。

(7) 岩橋教章については、以下を参照。塚原晃「近代美術と地図―川上冬崖と岩橋教章―」『神戸市立博物館研究紀要』一七、二〇〇一年。森登「解説」『正智遺稿　岩橋教章遺稿集〔復刻版〕』、明治美術学会、二〇〇八年。

(8) 橘資料目録では「岩橋章山関係資料」として分類されている。

(9) 橘資料目録のうち地図一四、三一、三九、四七、四八。

(10) 『測絵図譜』等の銅版技術については角田拓朗氏のご教示を得た。

(11) 地図資料編纂会編『明治前期内務省地理局作成地図集成』、柏書房、一九九九年。なお当該期の内務省地理局の地図作成については同書解説（清水靖夫「内務省地理局と地図作成」）を参照。

(12) 酒井捨彦については以下を参照。青木茂「いわゆる「黄遵憲事件」と冬崖の死」『一寸』四九、二〇一二年。また酒井の動向を含む陸軍省系統の地図作成については近年、研究が進められている。同「陸軍省の冬崖・川上寛」『一寸』五〇、二〇一二年。同「二万分一迅速図と冬崖の死」『一寸』五一、二〇一二年。同「本多錦吉郎と陸軍の地図・画学・図学教科書」『一寸』五二、二〇一二年。

(13) 結城の経歴については以下を参照。日本美術院百年史編集室編『日本美術院百年史　一巻上』、日本美術院、一九八九年、二〇〇～二〇一頁。

(14) 青木茂編『明治洋画史料　懐想編』、中央公論美術出版、二〇〇四年、一四二頁。

(15) 本図は京都大学電子図書館のウェブサイトで公開されている。http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/kakezu/page/0202.html（日本全図東部）、及びhttp://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibit/kakezu/page/0203.html（日本全図西部）。

(16) 『明治十年内国勧業博覧会出品目録』（明治文献資料刊行会編『明治前期産業発達史資料　一七八　勧業博覧会資料』明治文献資料刊行会、一九七五、文二―二）。

(17) 国立国会図書館、国立公文書館等の所蔵目録を参照した。

(18) なお利根川には国界が表示されていない。この点について、明治一〇年の「千葉県管内実測全図」（国立国会図書館所蔵）には次のように記載されている。「武総及常総国界ノ内利根江戸両川ノ中央ニ係ル所ハ煩ヲ避ル為メ国界線ヲ省略セリ」。

(19) 前掲4『三重県史』は一二点の「県域図」を事例として、各図が作成された背景について関連する法令等を指摘している。

(20) 内閣官報局編・発行『法令全書　慶応三年』、一八八七年、四二一頁。

(21) 内閣官報局編・発行『法令全書　明治三年』、一八八七年、二五四頁。

(22) 「伊勢国全図」前掲4『三重県史』、一三六～一三九頁。

(23) 内閣官報局編・発行『法令全書　明治五年』、一八八九年、二〇〇頁。

(24) 内閣官報局編・発行『法令全書　明治七年』、一八八九年、四九五頁。

(25) 前掲24『法令全書』、五三九頁。

(26) この経緯は以下に詳しい。千葉真由美「皇国地誌編纂過程における地図目録と地図主管の移動　東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」と関連地図

目録の検討から」『東京大学史料編纂所研究紀要』一四、二〇〇四年。

(27) 科学研究費報告書　基盤研究（C）2「内務省地理局における地図蓄積＝管理構造の復原的研究」（課題番号一四五一〇三四九、研究代表者　横山伊徳　二〇〇四年）所収。

(28) 内務省地理局における地図収集に関しては以下の成果を参照した。千葉真由美「「内務省引継地図」における印と地図史料の収集・整理」『東京大学史料編纂所研究紀要』一〇、二〇〇〇年。

(29) 国立公文書館デジタルアーカイブを利用した。

(30) 測量・地図百年史編集委員会編『測量・地図百年史』日本測量協会、一九七〇年、二七四頁。

(31) 例えばアジア歴史資料センターC09121902500、「明治一七年従一月至六月諸県」（防衛省防衛研究所）。

(32) 例えばアジア歴史資料センターC11019470800、「明治一八年　普号通覧巻一八　自普一六四一号至普一六九四号　六月分」（防衛省防衛研究所）。

(33) 出版の経緯については、以下参照。日本地図選集刊行委員会・人文社編集部編『三都市・四十三県・三府一庁大日本管轄分地図』人文社、一九六八年。

(34) 出版の経緯については、以下参照。『明治中期分県地図　新聞『日本』附録』ゆまに書房、二〇〇九年。

(35) 前掲27科学研究費報告書。

(36) 島津俊之「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」、『地理学評論』七五（二）、二〇〇二年。

(37) 塚本学『塚本明毅』、ミネルヴァ書房、二〇一二年。

(38) 中西僚太郎・関戸明子編『近代日本の視覚的経験　絵地図と古写真の世界』、ナカニシヤ出版、二〇〇八年。